

●平成 18 年 1 0 月から医療保険制度が変わりました。

主な改正点(要約)

1 高齢者の一部負担金割合引き上げ

70 歳以上の現役並みの所得者（夫婦世帯で年収 520 万円以上） 2 割→3 割

2 入院時生活療養費の新設(療養病床に入院する 70 歳以上の人)・・・食費・居住費負担
生活療養を受ける患者の食費及び居住費標準負担日額

現役並み所得者 1,380 円+320 円 (1 食単位 460 円)

一般 1,380 円+320 円 (1 食単位 460 円)

低所得者Ⅱ 650 円+320 円 (1 食単位 210 円)

低所得者Ⅰ 390 円+320 円 (1 食単位 130 円)

*一般・・・前年収入 520 万円以下（被扶養者なし 383 万円以下）低Ⅱ・・・住民税非課税者(生活保護受けず) 低Ⅰ・・・療養受給月年度分住民税総所得金額なし

3 高額療養費自己負担限度額の引き上げ

70 歳未満（一般の自己負担限度額）

上位所得者 150,000 円+(医療費-500,000 円)×1%

一般 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%

低所得者 35,400 円

70 歳以上（世帯単位一般の自己負担限度額）

一定以上所得者 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%

一般 44,400 円

低所得者Ⅱ 24,600 円

低所得者Ⅰ 15,000 円

4 現金給付の見直し

① 被用者保険の出産育児一時金、家族出産育児一時金の引き上げ

30 万円→35 万円

② 被用者保険の埋葬料、家族埋葬料の見直し

一律 50,000 円の定額化

●平成 18 年 9 月分(10 月納付分)から厚生年金の保険料率→0.354%の引上げ

今回改定された料率(14.642%)は平成 19 年 8 月分までの料率です。

●事務手続きの簡素化

平成 18 年 10 月 1 日から資格取得届の届書に年金手帳等の添付が不要となりました。

●平成 18 年度の年金額 →0.3%減額 老齢基礎年金額 792,100 円

●平成 18 年度国民年金保険料→13,860 円

●国民年金保険料多段階免除制度の導入→4 分の 3 免除 4 分の 1 免除が新たに加わる。